

紙おむつの給付制度を ご存知ですか？



各自治体が障害者手帳をお持ちの方を対象に、紙おむつの給付を実施しております。

地域により対象者や対象品・金額等に違いがありますので、詳しくはお住まいの各自治体窓口にて御確認下さい。

対象者

身体障害者手帳を取得されて、脳原性の重度四肢機能障害または体幹機能障害があり、排泄の意思表示が困難で、常時紙おむつの使用が必要な在宅の方（手帳の取得には、医師の意見書が必要です。）

給付対象額

月額上限 12,000円（自己負担金がある場合もあります）
登録事業者の見積書が必要です。

給付対象品

紙おむつ・ガーゼ等

手続き方法

お住まいの地区の障がい福祉課もしくは児童（こども）福祉課へ、手帳と印鑑を持参し申請

※上記対象の方以外でも自治体により他の助成制度が利用できる事もあります。

私たち(株)高橋医科器械店がお手伝いさせていただきます。

弊社は埼玉県内にある全ての市区町村とお取引をさせて頂いております。

紙おむつは数多くのメーカー品を取り扱っております。

（ムーニー・グーン・メリーズ・パンパース・Genki・マミーポコ・ライフリー・メディパ・サルバ等）

紙おむつ以外の日常生活用具給付品目も取り扱っておりますのでお気軽にご相談して下さい。

(株)高橋医科器械店 鴻巣営業所

【紙おむつ窓口】TEL 048-549-2700

本社・その他営業所
電話番号

本社(熊谷市) 048-521-0552 熊谷営業所 048-553-2948

東松山営業所 0493-23-2522 さいたま営業所 048-682-1115

